人権への取り組み

当社は、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重することをCSRの重要課題の一つと位置付けています。従業員、取引先、地域社会をはじめとするステークホルダーの基本的人権を尊重し、安心して働き、取引できる環境づくりに継続して取り組みます。

1. 人権尊重の基本方針

法令および社会規範を遵守するとともに、国際的な人権尊重の考え方を踏まえ、差別、ハラスメント、児童労働、強制労働など、人権を侵害する行為を認めません。人権上の問題を把握した場合には、適切な調査、是正および再発防止に取り組みます。

2. 重点的な取り組み

項目	主な取り組み
差別・ハラスメントの防止	性別、年齢、国籍、障害等を理由とする不当な差別を行わず、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止と相談体制の整備を進めます。
児童労働・強制労働の禁止	適正な年齢確認を行い、児童労働を禁止します。また、本人の意思に反する労働、身分証明書等の不当な預かりその他の強制労働につながる行為を認めません。
適正な労働条件	労働時間、休日、賃金その他の労働条件について関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めます。
安全・健康への配慮	労働災害の防止、リスクの低減、健康管理を進め、安全で健康的に働くことのできる職場づくりに取り組みます。
結社の自由・対話の尊重	従業員の結社の自由および団体交渉に関する権利を尊重し、労使間の適切なコミュニケーションに努めます。
サプライチェーン	主要な取引先にも人権尊重への理解と協力を求め、児童労働、強制労働、差別、安全衛生等の人権リスクの把握に努めます。

3. 相談・救済と継続的な改善

人権、労働条件、ハラスメント等に関する相談・苦情を受け付ける体制を整備し、相談者・申立者が不利益な取扱いを受けないよう配慮します。問題が確認された場合には原因を確認し、是正措置および再発防止を実施します。また、人権に関する教育やリスク確認を継続し、取り組みの有効性を定期的に見直します。

4. 情報開示

人権尊重に関する方針、教育、相談体制、安全衛生活動、サプライチェーンへの取り組み等について、可能な範囲で実績を把握し、CSR活動として継続的な情報開示に努めます。

> 今後の主な管理指標（例）
> 人権・ハラスメント教育受講率 ／ 重大な人権侵害件数 ／ 労働災害件数 ／ 有給休暇取得状況 ／
> 主要取引先へのCSR・人権確認実施率

ミヤマ電器株式会社
2026年9月17日制定
国分　幹郎